第６号様式（第１３条関係）　　年　　月　　日

集合住宅整備計画（変更）届出書

世田谷区長　　あて

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 第１４条 第２１条第２項において準用する同条例第１４条の規定に基づき、集合住宅の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

１ 所在地(住所)	世田谷区		
２ 名　　称			
３ 主要用途	共同住宅　　長屋　　寮又は宿舎		
４ 工事の種別	新設　増築　改築　大規模の修繕　大規模の模様替え　用途変更		
５ 規模等	世帯者用　　戸（高齢者　　戸　障害者　　戸）		
	単身者用　　戸（高齢者　　戸　障害者　　戸）		
	造　地上　　階　地下　　階　延べ床面積　　㎡		
６ 工事着手予定日	年　月　日	７ 工事完了予定日	年　月　日
８ 代理人	所在地及び名称		
	担当者　　電話番号		

※回答（確認）欄			
※決裁欄	担当	係長	課長

備考
1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第１１条第４項に定める規模の集合住宅に使用してください。
2. 主要用途及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。
3. 案内図、配置図、各階平面図及び２面以上の断面図並びに必要に応じて詳細図を添付してください。
4. ※欄には、記入しないでください。
5. 届出書は、正副２部提出してください。

受領日　　年　　月　　日

届出添付図書

区分	書類	
	種類	明示すべき事項
共通	チェックシート	移動等円滑化基準チェックシート ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 整備項目表(ﾁｪｯｸｼｰﾄ)
特定公共的施設又は集合住宅	案内図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届け出に係わる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、経路(幅員・手すり・点状ブロック・段差・勾配寸法及び傾斜路立上り)、車いす使用者用駐車場の位置・幅及び誘導表示
	平面図	各階、縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法、経路・点状ブロック、特定施設の出入口幅・開閉方法及び段差、廊下・階段(踊場)の幅・手すり・段差及び勾配寸法、トイレの表示
	詳細図	縮尺、集合住宅の各住戸出入口の幅及び段差 エレベーターの平面・展開図及び制御装置等の位置 車いす使用者用トイレ(ベビーチェア等の表示)の平面・展開図 浴室の平面・展開図(手すり・設備)
	断面図	縮尺、階段(踏面・けあげ寸法)、階段下の安全確保
共通	その他区長が必要と認める書類	特定施設の床仕上げ表(又は平面図に表記) 排水溝等の溝幅 駐車場の表示及び誘導表示 案内設備の表示の平面図への表記

20171215

※ 経路、廊下には傾斜路が含まれます。

※ 内装が未定の場合、内装が決まり次第、「変更届」を提出してください。

・変更届は、この様式をお使いください。
・新築の扱いで審査いたします。
・用途が変わった場合、審査内容が厳しくなり不適合となることがあるのでご注意ください。
(例 小規模の物販店を取りやめて保育園とする場合、小規模建築物から建築物の基準となり審査項目が増えます)
・内装工事で変更届が必要な場合とは、トイレや入口部等の審査項目上の変更が生じる場合となります。
壁や照明等の内装工事のみであれば変更届は不要です。

移動等円滑化基準チェックシート4（共同住宅用（1,000㎡以上2,000㎡未満））

令　：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）
条例：世田谷区バリアフリー建築条例（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例）

令和7年3月改訂

多数の者が利用する建築物特定施設★1（移動等円滑化経路・特定経路を含む）

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）	緩和規定	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		2 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有1		
階段 令12、条例8		1 手すりの設置（踊場を含む）	有2		
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		5 主たる階段は回り階段でないこと	有3		
		6 けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とする	有2		
傾斜路（屋内） 令13		1 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置			
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
便所 令14、条例9		1 便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	有4		
	／	2 1の便所を設ける階において1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの			／
		①　腰掛便座、手すり等の適切な設置、車椅子使用者が利用できる空間の確保がされている便房を設置	有5	※1,2	
		3 1及び2の便所のうち、水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）			
		4 小便器を設ける場合、床置き式等の小便器（受け口の高さ35cm以下）を1以上設置		※3	
		5 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※4	
敷地の内通路 （屋外） 令17、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
	／	2 段がある部分は次に掲げるもの			／
		①　手すりの設置			
		②　踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		③　段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
	／	3 傾斜路は次に掲げるもの			／
		①　勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置			
		②　傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有1		
駐車場 令18	／	1 次に掲げる区分に応じた数値以上の車椅子使用者用駐車施設を設置		※5	／
		①　駐車施設の数が200以下の場合　2/100を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げ）	有6		
		②　駐車施設の数が200超の場合　1/100を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げ）+2	有6		
	／	2 1の車椅子使用者用駐車施設は次に掲げるもの			／
		①　幅350cm以上			
		②　車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路をできるだけ短くなる位置に設置			
標識　令20		1 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置		※6	
案内設備 令21	／	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置			／
		①　移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	有7・8		
		②　移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等で視覚障害者に示す設備の設置	有8	※7	

多数の者が利用する次の建築物特定施設を設ける場合、移動等円滑化経路のチェックが必要 （チェックシート1を添付する）	便所、集会室等、駐車場

<備　　考>

※1　条例第9条第3項　建築物の面積に関わらず、必ず1箇所設ける。
※2 令和6年国土交通省告示第1074号（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房）
　・便所設置階の利用部分の床面積が1,000㎡未満の場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置
※3　多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合
※4　多数の者が利用する便所を設ける場合
※5　多数の者が利用する駐車場を設ける場合
※6　平成18年国土交通省令第113号参照（高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS　Z8210に適合するもの））
※7　平成18年国土交通省告示第1491号参照（①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの）
※8　条例14条第2項(5)(対象が限定：階数3で戸数30以上、階数4で戸数20以上、階数5以上の場合)

特定経路とは？ 条例14①	道等から各住戸までの一以上の多数の者が円滑に利用できる経路 （地上階又は、その直上階もしくは直下階のみに住戸がある場合は、地上階にある住戸までの経路）

特定経路を構成する建築物特定施設

（特定経路の場合、左表に掲げる基準に加えて、以下に掲げる基準を満たさなければならない）

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準（特定経路）	緩和規定	備考	審査
段差の禁止 条例14②(1)		1 特定経路上には、階段又は段を設けないこと ⇒傾斜路、昇降機を設ける場合、又は中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段についてはこの限りではない			
出入口 条例14②(2)		1 幅80cm以上			
		2 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
		3 床面は、平坦で滑りにくい仕上げ			
廊下等 条例14②(3)		1 幅120cm以上			
		2 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること			
		3 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
傾斜路（屋内） 条例14②(4)		1 幅120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）			
		2 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下のものは、1/8を超えないこと)			
		3 高さ75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			
		4 両側に側壁又は立上りの設置			
		5 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
エレベーター及び乗降ロビー 条例14②(5)		1 各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること		※8	
		2 籠・昇降路の出入口の幅80cm以上		※8	
		3 籠の奥行きは、車椅子を使用することができる奥行きを確保		※8	
		4 乗降ロビーは、車椅子を回転させることができる空間を確保		※8	
		5 籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用することができる位置に制御装置の設置		※8	
		6 籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置		※8	
		7 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		※8	
		8 籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	有9	※8	
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 条例14②(6)		1 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
敷地内の通路（屋外） 条例14②(7)		1 幅120cm以上			
		2 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
	／	3 傾斜路は次に掲げるもの			／
		①　幅120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）			
		②　勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下のものは、1/8を超えないこと)			
		③　高さ75cmを超える場合（勾配1/20を超える場合に限る）は、傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			
		④　両側に側壁又は立上りの設置			
		4 排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			

★1　令第25条・条例第16条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象

<緩和措置>

有1　条例第7条、第11条（構造上やむを得ず確保出来ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるもの）
有2　条例第8条第3項　（高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設し、基準を満たす場合には適用外
　（階段の手すりは踊場のみ適用除外））
有3　令第12条第6号(回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く)
有4　国交省第1074号第2項（①直接地上へ通ずる出入口のある階で同一敷地内の当該出入口に近接する位置に多数の者が利用する便所がある
　②多数の者が利用する床面積が著しく小さい階 ③多数の者の滞在時間が短い階 ④管理運営上やむを得ないと認められる階）
有5　国交省第1074号第5項1号2号（①直接地上へ通ずる出入口のある階で同一敷地内の当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房がある
　②当該便所設置階以外の便所設置階に車椅子使用者用便房を設ける場合）
有6　国交省第1072号第1項（車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を設ける場合）
有7　令第21条第1項（当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く）
有8　令第21条第3項（案内所を設ける場合）
有9　条例第14条第2項(5)ク（①常時勤務する者が同乗する場合 ②監視用カメラを設ける場合 ③聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合）

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

(遵)遵守基準	多数の者が利用するもの 特定経路等は、道等から各住戸(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては、地上階にあるものに限る。)までの経路のうち1以上
(整)整備基準	多数の者が利用するもの 特定経路等は、次に掲げる経路について、それぞれ1以上 ①道等から各住戸までの経路 ②集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合における各住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路 ③集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路 ④集合住宅又はその敷地に当該集合住宅の居住者のみが利用する集会室等を設ける場合における各住戸から当該集会室等までの経路

各整備内容の措置が講じられている場合に、空欄に○かレを記入してください。

緩和措置に該当する場合は、数字に○を記入してください。

整備項目	経路	チェック(遵)	チェック(整)		整備内容	措置	緩和	審査
特定経路等	特定			1	特定経路等上には、階段又は段を設けない ⇒ 床面積の合計が2,000㎡未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。 ※道等からの段は2cm以内とする			
出入口	特定			1	幅 80cm以上			
				2	幅 85cm以上(直接地上へ通ずる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く。)		1	
				3	直接地上へ通ずる出入口の幅 100cm以上		2	
				4	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし			
				5	床面は、平たんで滑りにくい仕上げ			
	特定以外			6	直接地上へ通ずる出入口1以上の幅 85cm以上(特定経路等を除く。)		1	
				7	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし			
廊下等	一般			1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
				2	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設		3	
				3	階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保		4	
	特定			4	幅 120cm以上			
				5	幅 140cm以上		5	
				6	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置			
				7	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし			
				8	連続した手すりの設置			
階段	一般			1	踊り場を除き、手すりの設置			
				2	踊り場を含め、連続した手すりの設置			
				3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
				4	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能			
				5	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
				6	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設		6	
				7	主たる階段は回り階段でないこと		7	
				8	けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定			
				9	十分な照度が得られるよう照明器具を配置			
				10	勾配は、高齢者、障害者等が昇降しやすい程度			
				11	踊り場を設置			
				12	床面積が2,000㎡以上の場合、階段の1以上は次に掲げるもの		8	
					① 踊り場に、手すりの設置			
					② 踊り場を含め、両側に連続した手すりの設置			
					③ けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定			
					④ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。)			
				13	床面積が2,000㎡未満の場合、階段は次に掲げるもの		8	
					① 踊り場に、手すりの設置			
					② けあげ及び踏み面の寸法は、それぞれ一定			
傾斜路	一般			1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置			
				2	手すりの設置			
				3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
				4	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能			
	特定			5	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)			
				6	勾配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)			
				7	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置			
				8	両側に側壁又は立ち上がりの設置			
				9	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる水平部分の設置			

＜備　　考＞

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

＜緩和措置＞

1 構造上やむを得ない場合、又は床面積の合計が 2,000㎡未満の場合 ⇒ 代替措置:80cm以上
2 構造上やむを得ない場合、又は床面積の合計が 2,000㎡未満の場合 ⇒ 代替措置:85cm以上
3 床面積の合計が 2,000㎡未満
4 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置:主として視覚障害者に配慮した安全なもの
5 構造上やむを得ない場合,又は床面積の合計が2,000㎡未満 ⇒ 代替措置:120cm以上(50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける)
6 踊り場が250cm以下の直進のものである場合
7 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
8 主に高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合(整備基準:「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の整備基準に適合するもの、遵守基準:「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の遵守基準に適合するもの)
ただし、建築基準法施行令第25条に階段手すりの設置規定あり

＜凡　　例＞

特定：特定経路等
一般：特定経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	措置の緩和	審査
エレベーター及びその乗降ロビー	特定			1	各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止		
				2	多数の者が利用する階に停止		
				3	籠・昇降路の出入口の幅　80cm以上		
				4	籠の奥行き　115cm以上	9	
				5	籠の奥行き　135cm以上	9, 10	
				6	籠の幅　140cm以上	10	
				7	車椅子の転回に支障のない構造	10	
				8	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き　150cm以上	11	
				9	EV付近に階段を設ける場合、乗降ロビーに転落防止策		
				10	籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置		
				11	籠内・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者対応制御装置を除く）に、点字等（※2）視覚障害者が円滑に操作可能な構造		
				12	籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置		
				13	籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
				14	籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓の設置	12	
				15	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
				16	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		
				17	その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造（※3）		
特殊な構造又は使用形態の昇降機	特定			1	エレベーターにあっては次に掲げるもの		
				①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
				②	籠の幅　70cm以上　かつ　奥行き　120cm以上		
				③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きを十分確保		
				2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの		
便所	一般			1	便所は、次に掲げるもの		
				①	出入口及び床面には、段差を設けない		
				②	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2	便所の数と配置は、次に掲げるもの		
				①	便所の数は、階の階数に相当する数以上設置（※4）	13	
				②	便所は、特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置		
				3	便所には次に掲げる車椅子使用者用便房（男女別の場合はそれぞれ）を設置		
				①	2の便所を設ける階において1以上（※5）	14	
				②	便所を設ける場合（2によるものを除く）は、1以上		
				③	車椅子使用者用便房は次に掲げる構造とする		
				a	腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置		
				b	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
				c	車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置		
				d	車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨表示		
				4	便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの		
				①	水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置し、その旨表示	15	
				②	3の車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合、1以上は次に掲げるもの		
				a	大便器は腰掛式		
				b	腰掛式とした大便器に手すりの設置		
				③	小便器を設ける場合、1以上は次に掲げるもの		
				a	受け口の高さ35cm以下		
				b	③aの規定により設けられた小便器の1以上に、手すりの設置		
				5	3、4の表示は高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合		
浴室等	一般			1	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	3	
				2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	3	
				①	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置		
				②	車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保		
				③	出入口の幅　85cm以上		
				④	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		

＜備　　考＞
※2　①文字等の浮き彫り　②音による案内　③点字及び①②に類するもの
※3　（社）日本エレベーター協会「JEAS-C506A　車いす兼用エレベーターに関する標準」
「JEAS-515D　視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
※4　1,000㎡以上の共同住宅又は2,000㎡以上の長屋、寮、宿舎
※5　便所設置階の利用部分の床面積が1,000㎡未満の場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置
便所設置階の利用部分の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は、2以上設置
便所設置階の利用部分の床面積が40,000㎡を超える場合は、当該床面積に20,000分の1を乗じて得た数以上設置（1未満の端数は切上げ）

＜緩和措置＞
3　床面積の合計が 2,000㎡未満
9　床面積の合計が 2,000㎡未満、かつ、車椅子で利用できる奥行きがあること
10　車椅子で利用できる機種を採用する場合
11　床面積の合計が 2,000㎡未満、かつ、車椅子を回転させることができる空間の場合
12　常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合
13　①直接地上へ通ずる出入口のある階で、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
②多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階　③多数の者の滞在時間が短い階　④管理運営上やむを得ないと認められる階
14　①直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
②その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
③男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
④女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
15　床面積の合計が1,000㎡未満

＜凡　　例＞
特定：特定経路等　　一般：特定経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	措置緩和	審査
敷地内の通路	一般			1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2	段がある部分は次に掲げるもの		
				①	手すりの設置		
				②	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
				③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
				④	上下端には点状ブロック等（※1）を敷設	14	
				3	傾斜路は次に掲げるもの		
				①	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、こう配1/20を超える傾斜には手すりの設置		
				②	手すりの設置		
				③	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
				4	階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保	4	
	特定			5	幅　120cm以上		
				6	幅　135cm以上	15	
				7	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	3	
				8	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
				9	排水溝、集水ます等を設けない	16	
				10	傾斜路は次に掲げるもの		
				①	幅　120cm以上　（階段に併設する場合は90cm以上）		
				②	幅　135cm以上　（階段に併設する場合は90cm以上）	17	
				③	勾配　1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）		
				④	勾配　1/20以下 （高さが16cm以下のものにあっては8分の1以下、高さが75cm以下のもの、敷地の状況等によりやむを得ない場合、又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合は12分の1以下）		
				⑤	両側に側壁又は立ち上がりの設置		
				⑥	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置	3	
				⑦	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	18	
駐車場				1	車椅子使用者用駐車施設を、全駐車台数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100＋2以上設置（1未満の端数は切上げ）	13,19	
				①	幅　350cm以上		
				②	車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路の長さができるだけ短くなる位置		
				③	床面又は地面は平たんかつ水平とする	20	
				2	車椅子使用者用駐車施設、又は付近に各住戸までの経路についての誘導表示を設置		
				①	表示は高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合		
標識	一般			1	移動等円滑化措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識（※6）を設置		
案内設備	一般			1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置　（案内所を設ける場合を除く）	13	
				①	移動円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	21	
				②	移動円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等（※2）で視覚障害者に示す設備の設置		
案内設備までの経路	一般			1	道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の1以上	22	
				①	線状ブロック等（※7）、点状ブロック等（※1）を適切に敷設、又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置		
				②	視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の色と輝度比において対比効果を発揮できるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択		
				③	車路に近接する部分に点状ブロック等（※1）を敷設		
				④	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※1）を敷設	23	

＜備　　考＞
※1　ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
※2　①文字等の浮き彫り　②音による案内　③点字及び①②に類するもの
※6　高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS　Z 8210に適合するもの）
※7　ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

＜緩和措置＞
3　床面積の合計が 2,000㎡未満
4　構造上やむを得ない場合　⇒　代替措置：主として視覚障害者に配慮した安全なもの
13　床面積の合計が1,000㎡未満
14　点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合 ⇒ 代替措置：仕上げの色を変えるなど
15　敷地の状況によりやむを得ない場合、又は床面積の合計が2,000㎡未満の場合　⇒　代替措置：120cm以上
16　建築物の配置上やむを得ず設ける場合　⇒　代替措置：車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないもの
17　床面積の合計が2,000㎡未満の場合　⇒　代替措置：120cm以上
18　遵守基準　⇒　勾配が1/20以下の場合、　整備基準　⇒　緩和措置なし
19　設置する駐車場が機械式で、車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設ける場合
20　床面又は地面の水平は、敷地の形態上やむを得ない場合を除く
21　当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合
22　床面積の合計が 2,000㎡未満、又は集合住宅を管理する者等が常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路（案内設備までの経路1①～④）に適合する場合
23　① 勾配1/20以下の傾斜路の上端　② 高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下の傾斜路の上端
③ 段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等

＜凡　　例＞
特定：特定経路等
一般：特定経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備項目表

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）	整備内容	措置緩和	審査
公共的通路	一般			1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの	24	
				① 通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ空間を確保（※8）		
				② 通路面 段差の禁止	25	
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
				④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	26	
				⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造（※9）		
				2 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの	24	
				① 通路の有効幅200cm以上、当該部分の天井の高さ250cm以上（※8）		
				② 通路面 段差の禁止	27	
				③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
				④ 道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設		
				⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造（※9）		

＜備　　考＞

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※8 法及び条例等で別に定められた幅員がある場合はその幅員

※9 ①踊り場を含め両側に手すりの設置 ②踏面端部とその周辺部分との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
③段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものがない ④段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊り場
（250cm以下の直進のものを除く。）に点状ブロック等（※1）の敷設 ⑤主たる階段は回り階段ではない
⑥けあげ18cm以下、踏面26cm以上 ⑦階段の幅120cm以上（手すりは10cmを限度として幅に算入しない）

＜緩和措置＞

24 整備基準 ⇒ 緩和措置なし、 遵守基準 ⇒ 公共的通路のうち1以上を整備する

25 「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に
定める昇降機を設けている場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、
又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
① 手すりの設置
② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
③ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
④ 勾配は1/20以下
⑤ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置
⑥ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
⑦ 傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

26 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合の当該歩道状空地

27 「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に
定める昇降機を設ける場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、
又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合
① 手すりの設置
② 前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
③ 傾斜の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等（※1）を敷設、
（勾配 1/20以下のもの、高さ16cm以下のもの、直進で250cm以下の踊場を除く。）
④ 幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上
⑤ 勾配は1/12以下
⑥ 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置
⑦ 両側に側壁又は立ち上がりを設置
⑧ 傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

＜凡　　例＞

特定：特定経路等

一般：特定経路等を含むすべて

第９号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

集合住宅整備完了届出書

世田谷区長　　あて

下記の集合住宅の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第２１条第２項において準用する同条例第１６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　所　在　地		
２　名　　称		
３　届　出　者	住　所	
	氏　名	電話番号
４　届出年月日	年　　月　　日	
５　届出番号	第　　号	
６　完了年月日	年　　月　　日	
７　代　理　人	住所及び名称	
	氏　名	電話番号
８　備　　考		

確認事項欄　（記入しないでください）				
確認年月日	年　　月　　日			
回答欄 （確認欄）				
集合住宅				
決裁欄	担　当	係　長	課　長	

注意
１．整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。
２．届出書は、正副２部提出してください。

受領日　　年　　月　　日